

2019年度の高校受験を振り返って

障害のある生徒たちの取り組みと、受験の結果

松森俊尚

高校受験が終わりました

今回も全国で多くの障害のある生徒たちが、支援学校ではなくみんなといっしょに普通高校へ行くために高校受験に取り組みました。

私もスタッフをやっている“知的障害者を普通高校へ北河内連絡会”の定例会や学習会に参加している3人の人たちも府立高校を受験しました。Aさんは、一般選抜で（各都道府県で入試

制度がちがっていて、それがコロコロと変わり、さらに呼び名も変わるので、とても説明が難しいのですが、とにかく大阪では一番多くの府立高校で入試が行われる期間です）普通高校を受験し合格しました。Bさんは、一般選抜で定時制を受験して合格、Cさんは一般選抜で普通高校を受験し不合格、その後定員割れをした高校が再募集を行う2次選抜で、定時制高校を受験して合格しました。

高校問題を考える大阪連絡会では、障害のある生徒の高校進学をさまざまな形で支援しています。

毎月1回、例会を開き、高校受験に関する情報を提供するとともに、保護者や生徒からの相談にのっています。

学習会の開催

北摂、北河内、南大阪、大阪市など各地域の団体と協力して、高校進学についての学習会を定期的に開催しています。

教育委員会との協議

大阪府教育委員会と協議をもち、高校における「ともに学び、ともに育つ教育」の充実に向けて提言を行っています。

私たちは、障害当事者、保護者、教師、支援者などの市民が集まって活動している任意団体です。

障害のある子どもの高校進学について知りたい、相談したいという方は、お気軽にご連絡ください。

地域の小・中学校でみんなとともに学んできた子どもが、地域の高校に行きたいと願うのは当然のことです。みんなてつながって、高校への進路を聞いていきましょう。

月1回の例会への参加も大歓迎です。日程はお問い合わせください。

- ・時間 18:30~21:00
- ・場所 大阪府社会福祉研修・情報センター（フェリスおおさか）

大阪府西成区出城2-5-29

高校問題を考える大阪連絡会

代表：鈴木留美子

〒561-0875 豊中市長興寺北3-5-11-204

TEL: 090-9166-5575

MAIL: rumikos-suzulann@shore.ocn.ne.jp

私の連絡先

障害があってもみんなと一緒に普通高校へ

高校問題を考える大阪連絡会

3人は、知的障害があるのでテストで点数をとることができません。それが障害なのですから。それでも、お母さんや支援者がつきっきりで勉強したり、面接の練習を繰り返したり、何日もかけて書き直しながら高校に行きたい気持ちを記した要望書を書きあげたり、一生懸命に受験に取り組みました。

結局、受験者数が定員を上回っている学校は合格できなかったのですが、定員割れをしている

高校には合格することができました。大阪府教育委員会も、高校も、「定員内不合格は出さない」という「約束」を守っているからです。誰に対する約束かといえば、もう20年以上前から「どんな障害があっても、みんなといっしょに高校へ行きたい」と願って声を上げ、教育委員会や高校や、支援学校があたりまえという世間の「空気」に対して粘り強くたたかい続けた障害当事者と保護者たちに対する

わたし、私たち、高校で学びました！

先達たちの声

人工呼吸器をつけ、ストレッチャータイプの車いすに乗っています。たん吸引や胃ろう注入といった医療的ケアが常に必要で、字を書いたり声に出して話をしたりができません。意思疎通はまばたきで行い、受験は別室で看護士ら含め以下の問題の代読と答えの代筆をしてもらいました。

高校でも看護師、介助員、学習支援の先生がついてくれ、親のつきせいなしに授業や泊を行う行事もみんなと一緒にしました。土曜開講の授業も取り、科学部では学会発表にも新幹線や船で遠征し、高校生活を満喫することができました。大学入学を目指しセンター入試も受験しましたが、今は放送大学教養学部を卒業して、学位取得を目指して好きな宇宙科学を学んでいます。

高校受験は、枚方なびさ高校知的障がい生徒自立支援コース、寝屋川高校定時制、寝屋川支援学校を受験。途中で入る寝屋川高校に合格。高校では介助員の方がついてくださいました。1年生のうち1人で1通ず、自分で時間割を見て用意できるように。2年生でみんなと一緒に体育の授業に参加できるように。3年生でパソコンの入力ができるように。そして運動部も入りました。4年生になると、カンニングをして校長先生から呼び出されたことがあった。

きょうに親に内線でもコンビニで買い物したりと、いろいろな経験（笑）をし、成長してきました。現在は放送大学法学部科目専修生。ふくれい大学生として3回大学に来ています。

体育祭

どこに成長しました。仲の良い友人もでき、今も毎週のように遊びに行く親友になっています。卒業後は調理関係をやりたい気持ちがあり、病院の調理部門に就職し、働いています。

体育祭

ご存じですか？

いま大阪府の高校で

約2800人(※)の障害のある生徒が学んでいることを。

※府立高校に在籍している「障害等により修学上配慮を要する生徒」の数（2018年度）

出典：大阪府教育委員会「きょういくハンドブック」

障害があっても、みんなと一緒に普通高校に行くのはあたりまえのことです。

新居俊太郎さん
府立春日丘高校定時制 2019年卒

白井清賀さん
府立寝屋川高校定時制 2019年卒

山内寛さん
府立城東工科大学 2019年卒

「約束」であり、ひいては税金を納める府民に対する「約束」であると、私は考えています。でも、それはあくまでも「約束」であって、条例や法律で保障された「制度」ではありません。「あいているから入れてあげる」というのと、「どんな障害があっても、高校で学びたい人は誰でも入学できる」制度とはまったくちがうと思います。

大阪以外の全国各地から高校受験のようすが伝わってきます。(長くなると「読みにくい」と怒られそうなので(?) 次回に書き継ぎます。)

※写真は、「障害があっても、みんなと一緒に普通高校へ」と呼びかける“高校問題を考える大阪連絡会”のパンフレットです。

全国で広がる定員内不合格に反対する取り組み

北海道から嬉しい便りが届きました。北海道新聞の1面にも掲載されました——重度の知的障害を伴う自閉症の旭川市在住の中学3年生、平田和毅さん(15)が今春、旭川北高校の定時制普通科に合格した。障害がある受験生らが、定員割れにもかかわらず不合格となる「定員内不合格」が全国で相次ぐ中、支援者の支援を受けて、「春」をつかんだ。——

カズキさんの「高校進学を応援する会」がつくられ、教育委員会と話し合っていて定員内不合格を出さないことや、受験上の配慮事項を要請する中で、面接試験では会話が苦手なカズキさんと面接官との意思疎通を支援する介助者の同席が認められました。

そのように支援者の応援を受けて様々な工夫を凝らしながら、高校入学を実現した障害者が、私の知らない他の地域でもあったらと思います。

でも、見方を変えれば、高校入学という当たり前のことが新聞に載るくらい、障害者が普通高校に通うことは「特別なこと」とであるとみられてしまう社会の現実を照らし出しているといえるのではないのでしょうか。

愛知県のハルさんは3年目、通算6回目の高校受験に挑戦しましたが、不合格。16人募集して7人が受験、9人

の定員割れがありました。

熊本県のシノンさんは、3年目で8回の受験。3年かかって教育委員会に意思疎通支援者を認めさせて臨んだ今年最後の受験も、結局定員内であるにもかかわらず不合格でした。

3年目の高校受験に挑戦する沖縄のイオリさんのことは、2月2日付のFBへの投稿で、日をまたいだ沖縄県教育委員会との交渉経過を載せました。その結果は▼一般入試では、160人募集で79人が受験、81人の定員割れにもかかわらず3人が不合格。▼2次募集では、89人募集で32人が受験、57人の定員割れにもかかわらず、6人が不合格。結局イオリさんは3年目

の浪人を余儀なくされてしまいました。

きっと全国各地で不合格の悔し涙を飲んだ障害生徒たちがあったことでしょう。そもそも受験そのものをあきらめざるを得なかった人たちも、多くいたであろうことは想像に難くありません。

みなさんは「定員内不合格」について、どう思われますか？「点数がとれなかったんだから、仕方がない。」「第一、入学できたとしても、高校の勉強に付いて行けるはずがない。」と言われる方もあるかもしれませんね。実は文部省も同じことを言っていたのです。

「高等学校の入学者の選抜は、...高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行うものとする」(1963年・昭和38年 初等中等教育局長通知) 人呼んで「適格者主義」が高校入学者選抜の舞台に登場するはじまりであるようです。

これは57年前の通知です。高校進学率が67%、中学卒業者が「金の卵」と呼ばれて、全国から即戦力の労働者として都会に集められた高度経済成長まっしぐらの時代です。

いやいや何年前であろうと、「ちゃんと」文部省の通知、つまり公文書に書いてあるのだからそれを守って当然である、という声も聞こえそうです。その通り、「ちゃんと」公文書は残っているし守らねばならないものです。それを廃棄したり、改ざんしたり、勝手に読み替えたりするのは決してあってはならないはずのものです。(ちょっと勢い込んで横道に逸れましたが)

ところが1999年(平成11年)の中央教育

審議会答申をみると、高校入学選抜の方法は各都道府県教育委員会や各学校に裁量権をゆだねたということが書かれています。——「進学率が約94%に達した昭和59年の『公立高等学校の入学選抜について』(初等中等局長通知)においては、...一律に高等学校教育を受けるに足る能力・適性を有することを前提とする考え方を採らないことにした。」と書き、さらに「平成11年度からは、高等学校の入学選抜について、生徒の多様な能力、適性等を多面的に評価するとともに、一層各学校の特色を生かした選抜を行い得るよう、調査書及び学力検査の成績のいずれをも用いず、他の方法によって選抜を行うことを可能にする制度改正を行い、選抜方法についての設置者及び各学校の裁量の拡大を図ったところである。」と答申しています。——

おかしいと思いませんか、文科省が「初等中等教育局長通知」で柔軟性、多様性を持った選抜方法をとるように通知しているにもかかわらず、教育委員会や高校は、これには従わず57年前に出された「初等中等教育局長通知」を後生大事に守りながら、「点数」というたった一つ

第3種郵便物認可

沖 縄 今 日

「定員内不合格 出さないで」

船後議員、県教育庁に要請

仲村さん入試前に



船後晴彦参院議員(れいわ新選組)は10日、県教育庁で半額満教育指導統括と面談し、障がいの有無にかかわらず子どもが学ぶ権利を保障し、高校の定員内不合格を出さないよう求める要請書を手渡した。重慶の知的障がいがあり、県立高校を2度定員内不合格になった仲村伊織さん(17)「北中城村」が今春、3度目の県立高校入試に臨むことを踏まえて要請を行った。

約1時間半の面談は公開。船後議員側によると県教育庁は「単位のクリア方法を受け入れ態勢を検討中。今年4月の入学に間に合うことは難しい」との見解を繰り返した。船後議員は要請文で、仲村さんをはじめ全国で定員内にもかかわらず不合格にされ高校教育から排除される生徒がいる一方、「多くの高校で、授業の工夫をしたり、評価の内規を变えるなどして、柔軟に生徒の障がいに応じて対応してきた実績がある」と指摘した。その上で、教育課程を履修できる見込みのある生徒のみを入学させる「適格主義」の選抜制度を維持する姿勢は「大変残念」とあり、最も教育を必要とする子どもを排除して成り立つ教育障がいの有無にかかわらず、定員内の高校入学確保を求める要請書を半額満教育指導統括(宇野前)に手交す。船後議員は要請書(左)を11日、県教育庁

宜野湾吹奏九州アン

仲村さんが高校進学への思いを口にする動画を見たほか、参加者からの質問などに答えた。

は「教育機関としての敗北ではないか」と批判。障がいの有無にかかわらず、学ぶ意欲のある者にその権利を保障することや、そのための合理的配慮や環境整備などを求めている。要請後、船後議員は「望むような回答をもらえなかった。どうしたら受け入れられるか県教育庁と一緒に考えたい」と述べた。船後議員は同日夜には糸満市内で仲村さんと家族関係者ら約30人へ懇話。仲村さんが高校進学への思いを口にする動画を見たほか、参加者からの質問などに答えた。

の物差しで振り分ける入学者選抜方法を今も続けているのです。

世界の国が約束した障害者権利条約や、国内で採択された障害者基本法、障害者差別解消法が、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指すことを求めているにもかかわらず、まるで無視するかのようには手垢にまみれた 57 年前の「適格者主義」を錦の御旗に掲げて、遠慮会釈なく障害者の願いを切り捨て、そのことに何の後悔もためらいも迷いも生まれません。いや、迷わないために、迷いたくないから「適格者主義」という旗が必要なのかもしれません。

どうしてこんなことが起こるのでしょうか？日本の抱える、それはそれは複雑に絡み合った構造的な問題があるのだと、私は考えています。

▼明治 5 年の学制発布以来、150 年以上の年月を経て延々と続く「できる・できない」の価値観に基づく能力神話と、それを再生産し続ける「教える授業」。▼世界を覆う新自由主義経済のグローバリズムがもたらす、市場原理の教育の世界への浸食。徹底した競争主義、評価主義、能力主義。▼私たちが空気のように吸い込み、水のように飲み込んできた「優生思想」。

インクルーシブ教育、つまり障害のある人もない人も「ともに学び、ともに生きる教育」の実践は、おのずから日本の「それはそれは複雑に絡み合った構造的な問題」を相手にして変革していく取り組みになって行きます。決して障害者だけの問題ではない、学校教育だけの問題ではない、私たちの社会や国のあり方の問題と言ってもいいでしょう。そんな大それたことができるわけがないという人や、そんなことをされては困るという大人たちは、だから最初から「ともにいる」ことに反対し、時に「分ける」ことを強制します。でも、「ともにいる教室」の中では、子どもたちはしなやかに一つひとつの問題を解決し壁を越えて行きます。

落とされても落とされても高校受験に挑戦する障害生徒の姿は、不条理な差別に立ち向かうだけではなく、社会を変革する小さな戦士のように、私には映ります。

みなさんの周りでも、きっと普通高校を受験する障害のある生徒たちがいると思います。ちょっと耳を澄ませ、目を凝らせば、テレビや新聞で「定員内不合格を出させない」という言葉や活動を見聞きすることがあると思います。考えてみてください、周りの人たちと話題にしてみてください。

和希くんの養護学校への就学決定の取り消しを求める、川崎就学裁判

とんでもない事態が起こっています。高校入学を拒否するどころか、地域の小学校への就学が認められず、本人や保護者の希望に反して一方的に養護学校への就学を「決定」して通知したというのです。いったい「どこのどいつがそんなことを」（ちょっと感情的になってしまいました？でも、知れば知るほどさらに怒りが高じてくる、そんな話なんです。）というと、川崎市教育委員会と神奈川県教育委員会です。

川崎市に在住する人工呼吸器ユーザーである光菅和希くんは、地域の小学校への入学をあたりまえに希望しましたが、教育委員会は「専門家も含めて総合的に判断」した結果、神奈川県立養護学校への就学が適当と判断したと回答し、一方的に通知しました。

45 年以上前に東京の金井康治くんがきょうだいの通う小学校に入りたいと希望したのに対して、小学校も、教育委員会も、都の行政も受け入れを拒否。自主登校する康治くんや支援の人たちに対して、校門を封鎖、区役所の抗議集会では職員を動員してピケを張るなどの事態となり、全国に支援の輪が広がる就学闘争が起こりました。

それから 45 年経って、しかも障害者権利条約が批准され、障害者基本法、障害者差別解

消法が施行されている現在において、またぞろ同じことが起こっています。いったいどこまで日本という国の差別の根は深く続いているのでしょうか。

やむなく和希くんをご両親は「養護学校への就学決定の取り消しと、地元小学校への就学を求めて」横浜地方裁判所へ提訴しましたが、2020年3月18日完全敗訴の判決が下りました。

判決文は、▼障害児だけが集められる支援学校も「インクルーシブ教育」と言い切る。▼「本人保護者の意向を最大限尊重する」ことになっているにもかかわらず、「専門家」の意見を優先した「総合的判断」を押し付けても適法であるとしている。▼一言も権利条約の内容に触れた言葉がないなど、条約や法令を読んだ者ならだれでもおかしいと気付く稚拙な判決「理由」が並んでいます。

「重度の障害者が普通学校で、みんなといっしょに学び合うことなどできるわけがない」という、思い込みや偏見によって導かれた判決であったと思われてなりません。

裁判官は障害者と付き合ったことはあるのだろうか、障害者問題の具体的な現状をどこまで知っているのか、そもそも条約や法令についての研修をやっているのか、不信を抱くほどの無知さ加減に、愕然としてしまいました。

原告団は、「...和希君が一刻も早く、同世代の子どもたちの中で共に学ぶ日を実現し、どの子ども、どんなに障害が重くても、共に学びあえるインクルーシブ教育を実現していくべく、引き続き努力していく」との声明を発表して、控訴しました。これからも目が離せません。

きしくも判決のあった二日前、同じ横浜地方裁判所の同じ大法廷で「津久井やまゆり園事件」の判決がありました。「障害者は生きていく意味がない」と言って犯行に及んだ植松聖と、「専

門科」の意見を「総合的判断」と振りかざして、和希くんや両親の思いや願いを切り捨てる裁判官や教育委員会の態度がつながっているとは、微塵も気付くことはないのでしょうか。怖いコワイ話です。

川新聞 2020.3.9

「和希君 一緒に遊ぼう」

1面から続く

「一面から続く」

1年の兄弟姉妹、悦子さんと和希くん。悦子は、今年4歳。和希くんは、今年2歳。悦子は、和希くんを連れて川崎市の公園で遊んでいた。悦子は、和希くんを連れて川崎市の公園で遊んでいた。悦子は、和希くんを連れて川崎市の公園で遊んでいた。

悦子は、和希くんを連れて川崎市の公園で遊んでいた。悦子は、和希くんを連れて川崎市の公園で遊んでいた。悦子は、和希くんを連れて川崎市の公園で遊んでいた。

悦子は、和希くんを連れて川崎市の公園で遊んでいた。悦子は、和希くんを連れて川崎市の公園で遊んでいた。悦子は、和希くんを連れて川崎市の公園で遊んでいた。



子ども同士でドミノ倒しを楽しむ光希君(右)と悦子君(左)。2月22日、川崎市東区

悦子君(左)と和希君(右)が、幼稚園で遊ぶ様子。

悦子君(左)と和希君(右)が、幼稚園で遊ぶ様子。

悦子君(左)と和希君(右)が、幼稚園で遊ぶ様子。

悦子君(左)と和希君(右)が、幼稚園で遊ぶ様子。

被告ら 神奈川県、川崎市

判決要旨

1 主文(結論)

- (1) 原告らの各請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

2 事案の概要

本件は、小学校の特別支援学級への就学を求める原告和希(平成23年11月14日生まれ)並びにその両親である原告伸治及び原告悦子の3名が、被告県に対し、県教委において、平成30年3月26日付けで、原告らに対してした原告和希を就学させるべき学校として神奈川県立麻生養護学校を指定して通知した処分(本件就学通知)が違法である旨主張して、当該処分の取消しを求めるとともに、被告市に対し、市教委において、原告らに、原告和希を就学させるべき学校として東生田小学校又は原告和希の住所を通学区とする菅生小学校を指定するよう求める非申請型の義務付けの訴えである。